平成２９年８月
(一社)兵庫労働基準連合会

事業者各位

平成２９年度　「ダイオキシン類特別教育」開催のご案内について

本教育は、労働安全衛生法第５９条(労働者の就業に当たっての措置)・同規則第３６条(特別教育を必要とする業務)の規定により厚生労働大臣が定めるものであり、事業者は労働者に対し安全衛生教育等の実施、事業所では、その危険性・有害性につく者に対する安全対策の一つとして、作業者に義務付けられている特別教育です。

下記の業務には特別教育を修了したものでなければ従事できないことになっています。

標記について、下記の要領で開催致しますのでご案内いたします。

記

１　開催日時　平成２９年１１月６日（月）
９：００～１４：３０

２　開催場所 マークラー神戸ビル４階 / 兵庫労働基準連合会講習会場
神戸市中央区雲井通４丁目２番２号
（ＪＲ三宮駅東南約４００m、
徒歩約５分、中央区役所東隣）

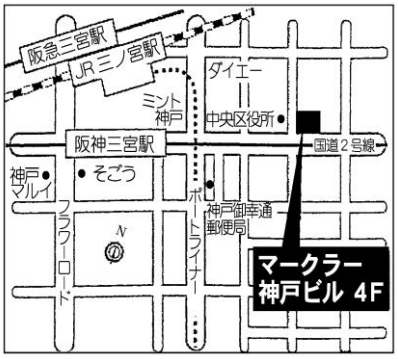

３　対象業務

労働安全衛生規則第３６条

（第１号～第３３号略）

第３４号　ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間あたり50kg以上のものに限る）を有する廃棄物の焼却施設（第90条第5号の3を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。）において、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務（第36号に掲げる業務を除く。）

第３５号　廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務

第３６号　廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務

４　定　　員　概ね１００名

５　申込方法

⑴申込書によりFAXでお申込してください。 **申込;　≪ 随時募集 ≫**

申込書に受付印を押印、及び受講番号を記載し、①当該申込書と②振込み口座案内をFAX送信しますので、

①当該申込書は、当日、受講票として提示ください。

②受講料を振込んだ後、振込み口座案内の下段の受講料振込連絡票に記載のうえ、FAXにて返信ください。

⑵先着順にて受付します。**（ 定員になり次第受付終了します。）**

６　受講料等（テキスト４版 H29 年９月発行）

・**＜兵庫県下労働基準協会 会員＞**受講料　￥１０，２６０-（税込）　・テキスト代　￥９７２-（税込）

・**＜　会　員　外　＞**受講料　￥１１，３４０-（税込）　・テキスト代　￥９７２-（税込）

※　定員内として受領した受講料等は返却できません。また、同様に定員内で受領した受講料により次回以降への繰り延べ受講も出来ませんので念のため付記します。

7　講習科目及び時間割

	時間割	科　　目	範　　囲	備　考
カリキュラム	9：00～ 9：10	教育内容説明		１０分
	9：10～ 9：40	ダイオキシン類の有害性	ダイオキシン類の性状	３０分
	9：40～11：10	作業の方法及び事故の場合の措置	作業の手順、ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置、作業環境改善の方法、洗身及び身体等の清潔の保持の方法、事故時の措置	１時間３０分
	11：10～11：20	休憩		１０分
	11：20～11：50	作業開始時の設備の点検	ダイオキシン類のばく露を低減させるための設備についての作業開始時の点検	３０分
	11：50～12：40	昼食		５０分
	12：40～13：40	保護具の使用方法	保護具の種類、性能、洗浄方法、使用方法及び保守点検の方法	１時間
	13：40～13：50	休憩		１０分
	13：50～14：20	その他ダイオキシン類のばく露を防止するため当該業務について必要な事項	法、令及び安衛則中の関係条項、ダイオキシン類のばく露を防止するため当該業務について必要な事項	３０分
	14：20～	修了証の交付		

8　受講上の留意事項

イ．受講者は、受講票・筆記用具を必ず持参してください。

ロ．テキストは当日配布します。

ハ．講習会場には使用できる駐車場はありません。

ニ．電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。遅刻等で所定時間を受講しなかった場合は修了証を発行できません。また、早退、外出等で所定時間を受講しなかった場合も同様です。